

県有施設貸切利用規定

1. 申請手順

(1) 申請手続

- ① 仮申し込みの受付は、利用予定日の4か月前より開始します。
- ② 申請の受付は、利用予定日の3か月前より開始します。
- ③ 申請は以下の提出をもって行います。
 - ア. 申請書(所定様式)
 - イ. 企画書(任意様式)
 - ウ. タイムスケジュール表(任意様式)

(2) 申請審査

- ① 指定管理者側が、県有施設の貸出の可否について、申請内容を審査します。
- ② 審査は、申請内容と 2. 施設の利用基準((2)「貸切利用料金が納付されていること。」を除く。)の整合性の確認を中心に行います。

(3) 申請許可

- ① 「貸切利用を可」とする通知を受けた申請者は、貸切利用料金を指定管理者に支払います。
- ② 貸切利用料金の支払いを銀行振込等とする場合は、振込手数料も申請者の負担となります。
- ③ 貸切利用料金の納付確認をもって、申請許可となります。

(4) 申請内容の変更

- ① 申請内容に変更が生じた場合には、速やかに指定管理者に申し出て許可を得て下さい。
- ② 変更の内容によって、または無許可での内容変更は、利用許可を取り消す場合があります。

(5) 貸切利用時間

| | |
|--------|--|
| 貸切利用時間 | 休業日を除く 午前8時から午後8時まで(※準備、後片付を含む。) (天候等により利用時間に変更あり。ただし、理由を問わず、時間外の利用は認めない。) |
| 休業日 | 1 月曜日(その日、または火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日または火曜日の後においてその日に最も近い休日でない日)。 ただし、4月29日から5月5日まで、6月の第2日曜日から7月の第2日曜日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間は除く。 |

(6) 貸切利用料金

| | | |
|--------|----------------|----------|
| 貸切利用料金 | 都市公園条例5条1項行為許可 | 利用料金表による |
|--------|----------------|----------|

| | | |
|--------|---|-----------|
| キャンセル料 | 貸切利用予定日の前日まで | 不 要 |
| | 貸切利用予定日当日 | 貸切利用料金の半額 |
| | 貸切利用予定日を経過し連絡がない場合 | 貸切利用料金の全額 |
| 備 考 | ① 貸切利用料金返金に銀行振込等を希望する場合の振込手数料等は、申請者の負担とします。 ② 天災・災害等の、申請者の責に帰すべき事由以外でのキャンセルについては、キャンセル料及び振込手数料等を免除します。 | |

2. 施設の利用基準

- (1)この施設の貸切利用目的が、都市公園法(平成23年12月14日法律第122号)第1条(目的)に定められている「都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」に合致すること。
- (2)申請内容に虚偽記載が確認されず、貸切利用料金が納付されていること。
- (3)入場者及び観客の整理・案内・警備等は、申請者(申請者と主催者が異なり、主催者が実質的に貸切利用を主導する場合においては、申請者を「主催者」と読み替えるものとする。以下同じ。)側で行うこと。
- (4)貸切利用(準備及び撤去を含む。)に係る安全管理は申請者の責任において行うこと。
- (5)貸切利用(準備及び撤去を含む。)に係るゴミ処理及び清掃は申請者の責任において行い、貸切利用終了時に指定管理者側の確認を受けること。
- (6)駐車場及び施設における事故または盗難等については、その程度に関わらず指定管理者側は一切の責任を負わないこと。
- (7)貸切利用(準備及び撤去を含む。)の実施において、申請者の責めに帰すべき原因により、指定管理者並びに蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク利用者その他第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (8)貸切利用(準備及び撤去を含む。)の実施において、火気・火薬類の使用等、危険を伴う行為を行わないこと。
- (9)貸切利用(準備及び撤去を含む。)の実施において、野外バンド演奏等又は音響設備による音楽等の使用については、午前9時から午後5時までとすること。
- (10)貸切利用当日の天候その他、申請者の責に帰すべき事由以外の原因で利用が困難であると指定管理者側が判断した場合は、予め申請した予備日への振替が可能であること。
- (11)(10)の事由により振替た予備日が、再度同様の事由により利用が困難であると指定管理者側が判断した場合は、申請の許可を取り消し、1. 申請手順 (4)貸切利用料金 による「貸切利用予定日の前日まで」のキャンセル料を準用し、備考 ② の処理とすること。
- (12)(10)の事由により利用が困難となり、申請者の都合により予め申請した予備日への振替を取り止めた場合は、(11)のキャンセル料を準用するが、備考 ① の処理とすること。
- (13)天災・災害等の、申請者の責に帰すべき事由以外で、貸切利用予定日を経過しても利用中止の連絡がない場合は、貸切利用料金の全額をキャンセル料とすること。
- (14)天候等により貸切利用開始時刻に遅れが生じた場合であっても、午後8時以降の施設利用延長は認めないこと。
- (15)貸切利用を開始後であっても、天候により貸切利用時間が大幅に短縮された場合であっても、貸切利用料金の変更等は行わないこと。
- (16)貸切利用に係り、施設の近隣住民等による「騒音や騒乱等」としての苦情等が、直接または警察等の関係機関より寄せられた場合は、申請者は直ちに苦情等の原因を除去すること。

(17)(16)において、苦情等の原因の除去が不十分であると指定管理者側が判断した場合は、申請者への貸切利用許可を取り消し、申請者は直ちに貸切利用を中止すること。この場合、利用料金の返金等は行わない。

(18)公園内では、タンクトップ・ショートパンツ程度以上を着用するものとし、着用しない場合の利用を禁止すること。

3. 指定管理者側の管理基準

(1)申請審査

① 審査基準

審査は、申請内容と 2. 施設の利用基準((2)「貸切利用料金が納付されていること。」を除く)の整合性の確認を中心に行い、個々の利用基準に対する対応計画や、禁止事項等に対する同意の表明等が明確に確認された場合に貸切利用を許可し、内容に不明な点があり、その問合せの応答内容においても不明点が解決されない場合、または虚偽記載が明らかとなった場合には申請を却下します。

② 審査手順

ア. 指定管理者は、申請書一式を基に最終審査を行い、貸切利用許可の可否について申請者に通知します。

イ. 申請者への可否の通知は、原則として、指定管理者への申請書一式の到着後1週間以内とします。

(2)貸切利用時の体制

① 指定管理者は、貸切利用終了まで1名以上で対応します。

附則

この規定は、平成24年4月1日より施行します。